

令和3・4年度 競争入札（見積）参加資格審査申請書提出要領

令和3・4年度の宇和島市病院局が発注する、「役務・物品の調達等」の契約に係る競争入札（見積）に参加する資格を得ようとする方は、下記により、関係書類を添えて申請してください。

注）宇和島市申請様式に準じております。取り消し線部分は宇和島市病院局では該当しません

受付期間 (※期間前の提出は受け付けません)	「建設工事」 「測量・建設コンサルタント」	病院局では受け付けておりません。「市」へ申請ください。
	「役務・物品の調達等」	令和2年10月9日(金)から令和3年1月25日(月)まで
提出方法	持参（執務時間中）又は郵送（当日消印有効）	
提出先	〒798-8510 愛媛県宇和島市御殿町1番1号 経営企画課管財契約係（市立宇和島病院内）	
申請書宛名	宇和島市病院事業管理者 市川 幹郎	
有効期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで ※令和3年度単価契約にあつては令和2年度執行を含む	
問合せ先	経営企画課 管財契約係 電話0895-25-1111（内線 21052・50329）	

1 業者区分

市内業者	<ul style="list-style-type: none"> ①宇和島市内に主たる営業所(本店または本社)を有する業者 ②市税等の滞納がない者 ③物品関係においては、継続して(法人の場合は、設立・設置届後)1年以上の営業実績がある者 ④営業に関し、許可、認可、登録、届出等を必要とするものについては、これを得ている者
準市内業者	<ul style="list-style-type: none"> ①宇和島市内に事業所(支店・営業所等)を有し、当該事業所に委任をする市外業者 ②宇和島市の法人市民税を納入し、かつ、その他市税を含み滞納がない者 ③当該事業所に職員が常駐し、常時連絡がとれる体制にあること(転送電話は認めない。) ④事業所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること ⑤建設工事においては、当該事業所での建設業許可を受けている業種に限る ⑥①～⑤を全て満たしたうえで、事業所(支店・営業所等)を設置してから継続して1年以上の営業実績がある者 ⑦建設コンサルタント業務においては、事業所として次に掲げる形態等を整えていること <ul style="list-style-type: none"> —(1)事業用の建物（住居併用にあつては、居住部分と事業用部分が完全に分離し、かつ、入口が別であるものを含む。）— —(2)事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機、— —その他事務用機器が専用で具備されていること。— —(3)宇和島市内に住民票を有する従業員を常勤換算で1名以上雇用していること。— ⑧建設コンサルタント業務において①～⑦を満たしていない場合は、市外業者として取扱うものとする。
市外業者	宇和島市外にある本店・支店・営業所等で申請するもの

2 注意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事の入札参加資格審査申請においては、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）が未加入の場合は、申請できません。 ・不備のある書類では受理できませんので、書類の不備及び添付書類の不足等にはご注意ください。 ・申請内容に虚偽の記載等があった場合は、参加資格を承認せず、又は参加資格を取り消すことがあります。 ・申請書提出後に内容等（添付書類を含む）に変更が生じた場合は、速やかに「入札参加資格申請書類に係る変更届」（及び関係書類）を提出してください。

3 入札参加資格の登録事業所数

宇和島市病院局に登録できる事業所（本社・支店・営業所等）の数は1法人につき2事業所までとします。ただし、2事業所登録する場合は、申請書を各々提出し、他の事業所で申請した業種を、重ねて申請することはできません。

（例）「本社（松山）」では土木一式工事を登録し、「宇和島営業所」では建築一式工事を登録

事業者名	登録業種	契約締結等
〇〇〇〇〇株式会社（本社：松山）	土木一式工事	本社
〇〇〇〇〇株式会社 宇和島営業所	建築一式工事	宇和島営業所

※上記の例の場合、宇和島営業所では土木一式工事を申請することはできません。

※2事業所であれば、本社を除いた事業所のみ（例：宇和島営業所と高松営業所）の申請も可能です。

4 申請区分ごとの提出方法

申請区分		提出書類	提出方法
建設工事	市・内 準市内	①全体共通様式【共通-1~3】 ②建設工事様式【工事-1~4（市内・準市内）】 ③第三者賠償責任保険加入チェックリスト （市内のみ：該当者） ④地域貢献活動の実績調書（市内のみ：該当者） ⑤港湾工事希望調書（市内のみ：希望者） ⑥添付書類	社名を記載した封筒に入れて提出。 ファイル綴じ不要。
	市・外	①全体共通様式【共通-1~3】 ②建設工事様式【工事-1（市外）】 ③添付書類	A4ファイル（紙製フラットファイル等）に綴じて提出。 ※表紙及び背表紙に社名を記載。 【ファイルの色：ブルー系】
測量・建設 コンサルタント		①全体共通様式（共通-1~3） ②測量・建設コンサル様式（コンサル-1~4） ③準市内業者認定申請書（準市内業者のみ） ④添付書類	<p>《市内・準市内業者》 社名を記載した封筒に入れて提出。 ファイル綴じ不要。</p> <p>《市外業者》 A4ファイル（紙製フラットファイル等）に綴じて提出。 ※表紙及び背表紙に社名を記載。 【ファイルの色：ピンク系】</p>
役務（業務委託）		①全体共通様式（共通-1~3） ②物品・役務共通様式（物品・役務-1~3） ③添付書類	提出書類は左綴じ用のパンチ穴（2穴）を開けて、社名を記載した封筒に入れて提出。 ファイル綴じ不要。
物品の製造 及び販売等			

申請書（共通様式及び各種申請様式）は、原本での提出とします。（※当該受付期間中に1社が複数の申請区分に申請する場合は、各申請区分ごとにそれぞれ原本を提出してください。（コピー不可））

その他の添付書類については、特に指定のない限り、写しの提出でかまいません。

5 添付書類

申請区分（「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「役務（業務委託）」「物品の製造及び販売等」）ごとに必要な添付書類をご確認ください。

建：建設工事
(宇和島市申請分)

コ：コンサル
(宇和島市申請分)

役：役務
受付分

物：物品
受付分

◎：原本 ○：写し可

添付書類	市内	準市内	市外
<p>(1) 納税証明書 建 コ 役 物</p> <p>・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。</p> <p>◎市内（準市内）業者</p> <p>【法人】 ・宇和島市が課税する全ての市税等 ※1 ・法人税 ・消費税及び地方消費税納税証明書 } ※2</p> <p>【個人】 ・宇和島市が課税する全ての市税等 ※1 ・所得税 ・消費税及び地方消費税納税証明書 } ※2</p> <p>◎市外業者</p> <p>【法人】 ・法人税 ・消費税及び地方消費税納税証明書 } ※2</p> <p>【個人】 ・所得税 ・消費税及び地方消費税納税証明書 }</p> <p>※1 宇和島市の納税課が発行する納税証明書（市税等の未納がないことの証明） （市税等の課税が無い場合は、税務課が発行する「所得課税証明書」）</p> <p>※2 主たる事務所等又は事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書 （様式）法人：その3の3 個人：その3の2</p>			
<p>(2) 履歴事項全部証明書又は身分証明書 建 コ 役 物</p> <p>・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。</p> <p>【法人：履歴事項全部証明書】法務局発行</p> <p>【個人：身分証明書】本籍地の市区役所、町村役場発行</p>	○	○	○
<p>(3) 印鑑登録証明書 建 コ 役 物</p> <p>・発行日は、申請日前3か月以内のものに限る。</p> <p>【法人】法務局発行</p> <p>【個人】住所地の市区役所、町村役場発行</p>	○	○	○
<p>(4) 格付又は登録通知返信用封筒（市内・準市内業者のみ） 建 コ 役 物</p> <p>宛名を記入し82円切手を貼付したもの（申請区分ごとに必要）</p> <p>※市外業者で、受理票等が必要な場合は、任意様式（ハガキ可）を同封すること。</p>	○	○	※
<p>(5) 建設業許可通知書又は証明書 建</p>	⊖	⊖	⊖
<p>(6) 総合評定値通知書 建</p> <p>申請日前1年7か月以内の決算日を審査基準日として受審したもので直近のもの。</p> <p>※入札参加資格有効期間内において受審（更新）した際には、写しを提出すること。（FAX不可）</p>	⊖	⊖	⊖

建：建設工事
(宇和島市申請分)

コ：コンサル
(宇和島市申請分)

役：役務
受付分

物：物品
受付分

◎：原本 ○：写し可

添付書類	市内	準市内	市外
(7)専任技術者証明書又は専任技術者一覧表等 建設業許可申請 様式第八号(「専任技術者証明書(新規・変更)」)又は専任技術者一覧表等	⊖	⊖	⊖
(8)工事経歴書(過去2年分) ※任意様式	⊖	⊖	⊖
(9)技術者の在職状況及び資格を証明する書類	⊖	⊖	—
(10)営業所一覧 支店・営業所等が有する建設業許可又は営業許可の分かるもの。 ※任意様式。本社登録の場合は不要。	＝	⊖	⊖
(11)財務諸表類 【法人】直近1年度分 損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書の写し 【個人】直近1年分 所得税確定申告書及び収支計算書等計算書類の写し (青色申告書の場合は、貸借対照表(資産負債調)の写しも含む)	⊖	⊖	⊖
(12)登録証明書・許可書等 資格等(営業に関する許可・認可・登録・届出等)	○	○	○
(13)代理店・特約店の証明書等 メーカー等の代理店又は特約店である場合	○	○	○
(14)契約書等の写し ※過去3年間の官公庁への納入・業務等実績(1件の契約金額が80万円以上)がある場合、契約書及び仕様書等内容がわかるもの	○	○	○